



いつまでも
安心して
暮らせるまちに

高齢者の方への主な福祉施策

◆高齢者支援課保
(☎042-438-4028)
(※1は☎042-438-4029へ、
※2は☎042-438-4102へ
お問い合わせください)

サービス		対象／内容	サービス		対象／内容
高齢福祉サービス	高齢者福祉 手技治療割引券支給	対 65歳以上の方 内 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券(1回1,000円)を月1枚支給(9月30日(月)までは月2枚支給) ※自己負担：施術料金から1,000円を差引いた額	補装具・日常生活用具など	高齢者日常生活 用具等給付	対 65歳以上の下記の介護認定を受けた方で、用具などの給付が必要と認められる方 内 介護保険対象外の用具や日常生活に必要な歩行支援用具などを給付 ①自立(非該当)・要支援・要介護の認定を受けた方：難燃性寝具・洗髪器・空気清浄機 ②自立(非該当)の認定を受けた方：歩行補助杖・入浴補助用具・スロープ・歩行器(シルバーカー)・手すり ※給付限度額あり、1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)
	高齢者配食	対 65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、配食を必要と認められる方(日中において、65歳以上の方のみで生活している場合も含む) 内 昼食を週6回(月～土曜日)、希望する曜日に配食 ※自己負担：1食当たり400円		高齢者入浴券支給	対 65歳以上のひとり暮らし高齢者または70歳以上の高齢者のみの世帯の方(風呂のない世帯のみ。身体的な理由で自宅の風呂を使用できない場合はお問い合わせください) 内 市内の公衆浴場の入浴券を月1人10枚を限度として支給 ※自己負担なし
	認知症及び ねたきり高齢者等 紙おむつ給付	対 40歳以上で①寝たきり、またはそれに準じる状態もしくは②認知症により重度の介護が必要な状態で、①・②いずれも常時おむつを使用している方 内 自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		自立支援住宅 改修費給付	対 65歳以上で介護保険認定が自立(非該当)となった方で、サービスが必要と認められる方 内 高齢者の転倒防止などのために、手すりの取り付けや段差解消 ^{※2} ※改修の種類：手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更、引き戸などへの扉の取り換え、洋式便器などへの便器の取り換え、その他これら各工事に伴う必要な工事 ※助成限度額あり、1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く) ※承認前の工事は支給の対象になりません。
	ねたきり高齢者 理・美容券交付	対 65歳以上の寝たきり高齢者またはそれに準じる方 内 理・美容師の訪問により、調髪・顔そりまたはカット・シャンプーを受けられるサービス券を年4枚まで交付 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		高齢者住宅 改造費給付	対 65歳以上で介護保険認定が要支援または要介護と認定され、サービスが必要と認められる方 内 介護保険で対象とならない、必要と認められる住宅改造の費用を助成 改造の種類：①浴槽の取り換えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバス・システムバスは、要相談) ②流し・洗面台の取り換えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事 ※助成限度額あり、1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く) ※承認前の工事は支給の対象になりません。
	ねたきり高齢者等 寝具乾燥	対 65歳以上の寝たきり高齢者またはそれに準じる方 内 毎月1回、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		車いすの 貸し出し	対 一時的に車椅子を必要とする方(介護保険サービスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院に入院している方などは対象外) 内 1カ月を限度に貸与 ※自己負担なし
	高齢者緊急通報・ 火災安全システム 設置	対 65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象(医師の意見書必要) 内 緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を受信センターに通報できます。 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)	介護・日常生活の援助など	敬老金の贈呈	対 88歳・100歳の方 内 9月に敬老金(88歳の方：1万円、100歳の方：5万円)を贈呈
	高齢者住宅用 防災機器給付	対 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、認知症など心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要と認められる方 内 火災警報器・自動消火装置・ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付(設置) ※設置費用の1割相当分の自己負担あり ※壁の材質により設置できない場合があります。		家族介護慰労金	対 次の要件をすべて満たしている市内の65歳以上の高齢者を過去1年以上介護し、過去1年以上市民税非課税世帯に属する同居の家族介護者 内 慰労金を支給 ①過去1年以上、市民税非課税世帯で要介護4または5で介護保険サービス無受給(年間7日間までのショートステイは除く) ②過去1年間に90日以上長期入院をしていない
	認知症高齢者 徘徊位置探索	対 認知症により徘徊(はいかい)行動の著しい65歳以上の方で、介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けた方 内 徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立てるため、介護者に対して位置情報専用探索器を貸与 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		介護職員初任者 研修事業	対 市内在住・在勤者で、すでに介護職員として働いている方・働くことが決まっている方・働くことを希望する方 内 介護職員初任者研修を開催 ※自己負担あり
	高齢者入浴サービス	対 介護保険認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で、介護保険の通所介護および訪問による入浴が困難な方 内 通所による入浴を実施 利用回数は週1回まで ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		在宅介護講習会	対 要介護者のいる家庭の介護者 ^{※2} 内 介護に必要な知識や技術の習得を目的として開催 ※自己負担なし
	高齢者福祉電話貸与・ 電話料助成	対 65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、所得などの条件に該当し、近隣に親族が居住していない方で、かつ世帯員全員が携帯電話機をお持ちでない方 内 安否の確認、孤独感の解消などのために電話の貸与および通話料の一部助成 助成内容：回線使用料・屋内配線使用料・電話機使用料・通話料(月600円を限度)・消費税 ※自己負担：通話料で、月600円を超えた分 ^{※2} ※所得制限あり		介護予防事業 (閉じこもり予防事業) ※2	対 65歳以上の介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けていない方 内 高齢者在宅サービスセンターなどで、閉じこもり予防のためのサービスを提供 ※自己負担あり
	自立支援 ホームヘルプ	対 65歳以上の介護保険認定で自立(非該当)となった方でサービスが必要と認められる方 内 原則週1回、1回1時間で見守りおよび家事援助などを実施 ※1割の自己負担あり(生活保護世帯などを除く)		高齢者いきいき ミニデイ ※2	対 ひとり暮らしや虚弱などのため、閉じこもりがちな、おおむね65歳以上の方 内 高齢者の孤独感の解消や、社会とのつながりを深めることを目的に、自主的なボランティア活動で生きがいの場を提供している個人・団体を紹介 ※ミニデイ協力員として活動する個人・団体には、活動費を一部助成
	高齢者等外出支援	対 介護保険認定で要支援または要介護と認定を受け、一般の公共交通機関や手段では外出が困難な高齢者などで、現在在宅で居住している方 内 介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いて外出支援を実施(利用者の居宅を中心とした半径30kmの範囲内) ※自己負担：実車料金(メーター料金)、有料道路料金、駐車料金(所得に応じた減額措置あり)		敬老行事への補助 ※2	対 市内在住の70歳以上の高齢者が15人以上参加して、9月に実施される敬老行事(地域の高齢者の見守り、地域の支え合いづくりなどの一環となる行事)を行う個人・団体 内 9月に実施される敬老行事に対して、上限1万5,000円の補助金を交付(事前申請)
	高齢者緊急短期入所 ※1	対 ①おおむね65歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所などによる保護を必要とする高齢者 ②介護者の入院などの緊急事態により、施設入所による保護が必要と市長が認めた高齢者 内 施設の緊急ベッドを確保 ※自己負担あり			

◇サービスの提供には、訪問調査のうえ決定する事業があります。